

(1) 重点的フォローアップ事項

【制度改正前のものであり、制度検討の内容をフォローするもの】

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項

① 新たな保険外併用の仕組みの創設

1	困難な病気と闘う患者からの申出を起点とする新たな保険外併用の仕組みの創設	<p>困難な病気と闘う患者からの申出を起点として、国内未承認医薬品等の使用や国内承認済みの医薬品等の適応外使用などを迅速に保険外併用療養として使用できるよう、保険外併用療養費制度の中に、新たな仕組みとして、「患者申出療養(仮称)」を創設し、患者の治療の選択肢を拡大する。このため、次期通常国会に関連法案の提出を目指す。</p> <p><b>①安全性・有効性等の迅速な確認及び適切な実施体制の構築</b></p> <p>未承認の診療に関する豊富な知見を有する臨床研究中核病院と患者に身近な地域の医療機関が、診療内容に応じて連携協力を図りながら、患者からの申出に係る診療をできる体制を構築する。</p> <p>具体的には、「患者申出療養(仮称)」としての前例がある診療については、臨床研究中核病院の他、患者に身近な医療機関(予定協力医療機関)が、患者からの申出を受け、前例を取り扱った臨床研究中核病院に対して申請(共同研究の申請)する。申請から原則2週間で臨床研究中核病院が判断し、受診できるようにする。</p> <p>前例がない診療については、臨床研究中核病院が患者からの申出を受け、国に対して申請する。申請から原則6週間で国が判断し、受診できるようにする。このとき、患者に身近な医療機関を最初から対応医療機関(協力医療機関)として申請(共同研究の申請)する場合は、その医療機関で受診できるようにする。</p> <p>その際、国において、専門家の合議で安全性・有効性を確認する際の議論や手続を迅速かつ効率的に進めるため、運営の在り方について、新しい仕組みの施行までに検討する。</p>	平成27年度措置(次期通常国会に関連法案の提出を目指す)	厚生労働省	未措置	医療保険制度改革骨子(平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定)において、患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組みとして、患者申出療養を創設し、平成28年度から実施することとされた。これを受けて、平成27年3月3日に法案を国会に提出。	平成27年通常国会で審議。制度の詳細については、法案成立後、中央社会保険医療協議会において引き続き検討。	要 フォ ロー 継続	閣議決定通りに進行している。施行までの具体的な制度措置について、フォローアップを継続する。
---	--------------------------------------	---	------------------------------	-------	-----	--	--	---------------------	---

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
		<p><b>②対応医療機関の充実</b> 臨床研究中核病院は、15か所に限定することなく、要件を満たせば追加していく。 臨床研究中核病院が申請時に対応医療機関(共同研究の予定協力医療機関)のリストを添付し、患者が身近に受診できる医療機関を周知する。 臨床研究中核病院の承認により、対応医療機関(協力医療機関)を随時追加する。この旨、厚生労働省からも要請する。</p> <p><b>③保険収載に向けた実施計画の作成及び実施計画の対象外の患者への対応</b> 「患者申出療養(仮称)」においても、保険収載に向け、治験等に進むための判断ができるよう、実施計画を作成し、国において確認するとともに、実施に伴う重篤な有害事象や実施状況、結果等について報告を求める。 また、実施計画の対象外の患者から申出があった場合は、臨床研究中核病院において安全性、倫理性等について検討を行った上で、国において専門家の合議により実施を承認する。</p>							

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項

②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットイング確立

1	財務諸表の情報開示	厚生労働省は、社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてホームページ上で開示を行うように指導する。	措置済み	厚生労働省	措置済	平成26年5月に社会福祉法人が毎年度所轄庁に提出する「社会福祉法人現況報告書」様式を改正し、現況報告書及び添付書類の財務諸表を公表しなければならないこととした。	—	解決	閣議決定どおり対応が行われている。
2	財務諸表の情報開示	厚生労働省は、全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築する。	平成26年度検討・結論、結論を得次第、予算措置の上システム構築を開始	厚生労働省	未措置	平成27年2月に社会保障審議会福祉部会において社会福祉法人制度改革報告書が取りまとめられ、同報告書において、「国においては、都道府県において収集した情報を基に、全国的なデータベースを構築する」ことが必要とされている。	厚生労働大臣は社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図ることとする等と内容とする社会福祉法等の一部を改正する法律案を第189回通常国会に提出し、法案提出後、必要な措置を講ずる予定。	要 フォ ロー 継続	閣議決定どおり対応が行われている。電子開示システムの構築を開始するまで継続的にフォローを行う。
3	補助金等の情報開示	厚生労働省は、社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的形式を提示し、各法人にその開示を義務付ける。	平成26年度措置	厚生労働省	措置済	平成26年5月に社会福祉法人が毎年度所轄庁に提出する「社会福祉法人現況報告書」様式を改正し、「介護報酬等の公費」欄及び「地域の福祉ニーズへの対応状況」欄を設けるとともに、現況報告書及び添付書類の財務諸表を公表しなければならないこととした。	—	解決	閣議決定どおり対応が行われている。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
4	補助金等の情報開示	厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示する。	電子開示システムの構築に合わせた措置	厚生労働省	未措置	平成27年2月に社会保障審議会福祉部会において社会福祉法人制度改革報告書が取りまとめられ、同報告書において、「国においては、都道府県において収集した情報を基に、全国的なデータベースを構築する」ことが必要とされている。	厚生労働大臣は社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図ることとする等を内容とする社会福祉法等の一部を改正する法律案を第189回通常国会に提出する等必要な措置を講ずる予定。	要 フォ ロー 継続	閣議決定どおり対応が行われている。電子開示システムの構築に併せて対応が完了するまで継続的にフォローを行う。
5	補助金等の情報開示	厚生労働省は、地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する。	平成27年度措置	厚生労働省	検討中	—	厚生労働省において具体的な措置を検討。	要 フォ ロー 継続	措置に向けた厚生労働省の対応をフォローする。
6	役員報酬等の開示	厚生労働省は、社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額(役員報酬以外の職員としての給与等も含む)の開示を義務付ける。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	未措置	平成27年2月に社会保障審議会福祉部会において社会福祉法人制度改革報告書が取りまとめられ、同報告書において、役員報酬については、 ・公益財団法人等と同様に、不当に高額なものとならないような理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準を法人が定め、公表することを法律上義務付けること ・国民に対する説明責任を果たし、適正な水準を担保するため、役員等の区分ごとの報酬総額(職員給与又は職員賞与として支給される分を含む。)を公表することが必要とされている。	社会福祉法人は理事等に対する報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならないものとする等を内容とする社会福祉法等の一部を改正する法律案を第189回通常国会に提出する等必要な措置を講ずる予定。	要 フォ ロー 継続	閣議決定どおり対応が行われている。法案成立後の具体的な制度的措置に向けた厚生労働省の対応をフォローする。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
7	内部留保の明確化	厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	未措置	平成27年2月に社会保障審議会福祉部会において社会福祉法人制度改革報告書が取りまとめられ、同報告書において、いわゆる内部留保の実態を明らかにする観点から、現在の事業継続に必要な財産額と福祉サービスに再投下可能な財産額を明確化した上で、再投下可能な財産額がある社会福祉法人については、地域における公益的な取組を含む福祉サービスに計画的に再投下することを求める仕組みの導入が必要とされている。	毎会計年度、純資産の額が事業の継続に必要な額を超える社会福祉法人は、社会福祉事業等の既存事業の充実又は新規事業の実施に関する計画を作成し、所轄庁の承認を受けなければならないものとする等を内容とする社会福祉法等の一部を改正する法律案を第189回通常国会に提出する等必要な措置を講ずる予定。	要 フォ ロー 継続	閣議決定どおり対応が行われている。法案成立後の具体的な制度的措置に向けた厚生労働省の対応をフォローする。
8	内部留保の明確化	厚生労働省は、社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立(退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用)を行うことを指導する。	平成26年度措置	厚生労働省	措置済	平成26年5月に社会福祉法人が毎年度所轄庁に提出する「社会福祉法人現況報告書」様式を改正し、「積立金の状況」欄を設け、積立目的・積立金額、積立計画の有無等の記載を求めるとともに、現況報告書及び添付書類の財務諸表を公表しなければならないこととした。	—	解決	閣議決定どおり対応が行われている。
9	調達公正性の確保	厚生労働省は、社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手及び取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを構築する。	平成27年度決算から措置	厚生労働省	措置済	○平成26年5月に社会福祉法人が毎年度所轄庁に提出する「社会福祉法人現況報告書」様式を改正し、「関連当事者との取引の内容」欄を設け、取引先との関係(役員等の兼務、事実上の関係)、取引の内容等の記載を求めるとともに、現況報告書及び添付書類の財務諸表を公表しなければならないこととし、27年度の決算から運用。	—	解決	閣議決定どおり対応が行われている。なお、開示の対象となる取引の範囲については、平成27年2月13日にまとめられた「社会保障審議会福祉部会報告書」において年間100万円を超える取引とする案が提言されている。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
10	経営管理体制の強化	厚生労働省は、社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	未措置	平成27年2月に社会保障審議会福祉部会において社会福祉法人制度改革報告書が取りまとめられ、同報告書において、一般財団法人・公益財団法人と同様に、理事・理事会・評議員・評議員会等の位置付け、権限・義務・責任等を法令上明記することが必要とされている。	社会福祉法人は評議員会を置かなければならないものとし、評議員会において理事等の選任等の重要事項の決議を行うものとするほか、評議員、理事等の資格、職務及び責任等に関する規定の整備を行うこと等を内容とする社会福祉法等の一部を改正する法律案を第189回通常国会に提出する等必要な措置を講ずる予定。	要 フォ ロー 継続	閣議決定どおり対応が行われている。具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。
11	経営管理体制の強化	厚生労働省は、社会福祉法人のサービスに対して質の高い実効性ある評価を行うため、第三者評価のガイドラインの見直しを行うとともに、介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を定める。	(第三者評価のガイドライン) 平成26年度措置 (介護事業者の第三者評価の受審率の数値目標) 平成27年度措置 (保育所の第三者評価の受審率の数値目標) 子ども・子育て支援新制度の施行までに措置	厚生労働省	①措置済 ②検討中 ③措置済	①第三者評価のガイドラインについては、平成26年4月、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について(平成26年4月1日雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号)を発出し、福祉サービス種類に関わらず、共通する領域の評価基準ガイドライン等の見直しを行った。 ② - ③平成31年度末までの5年間で全ての事業者において受審・公表が行われることを目標とし、平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度では、5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格の加算として補助することとした。	① - ②介護事業者の第三者評価の受審率の数値目標については、目標設定に向けて検討を行い、平成27年度中に数値目標を定める。 ③ -	要 フォ ロー 継続	介護事業者の第三者評価の受診率の目標について、引き続きフォローを行う。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
12	経営管理体制の強化	厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務付ける。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	未措置	平成27年2月に社会保障審議会福祉部会において社会福祉法人制度改革についての報告書が取りまとめられ、同報告書において、一定規模以上の法人に対して、会計監査人による監査を法律上義務付けることが必要とされている。	一定規模以上の社会福祉法人は会計監査人を置かなければならないこととする内容を内容とする社会福祉法等の一部を改正する法律案を第189回通常国会に提出する等必要な措置を講ずる予定。	要 フォ ロー 継続	閣議決定どおり対応が行われている。具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。
13	所轄庁による指導・監督の強化	厚生労働省は、所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	厚生労働省	未措置	平成27年2月に社会保障審議会福祉部会において社会福祉法人制度改革報告書が取りまとめられ、同報告書において、「社会福祉法人の指導監督は、法人運営の中で行政が関与すべき範囲を明確にして重点的に監査等を行うとともに、専門性を要する分野等においては外部の機関等を積極的に活用することにより、全体として指導監督の機能強化を図ることが必要」とされている。	社会保障審議会福祉部会報告書等を踏まえ、監査のガイドライン等を策定するための工程表を策定する予定。	要 フォ ロー 継続	閣議決定どおり対応が行われている。具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。
14	所轄庁による指導・監督の強化	厚生労働省は、経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分先駆けて助言や勧告を行える措置を講じる。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	未措置	平成27年2月に社会保障審議会福祉部会において社会福祉法人制度改革報告書が取りまとめられ、同報告書について、「法令違反等の不適正な運営が行われていないかを確認し、実効性ある是正措置等を講ずることができるよう、立入検査等に係る必要な権限規定を整備するとともに、経営改善や法令遵守等について柔軟かつ機能的に指導監督することができるよう勧告・公表に係る規定を整備することが必要」とされている。	所轄庁は社会福祉法人による法令違反等を認めるときは、改善のために必要な勧告をすることができるものとする等を内容とする社会福祉法等の一部を改正する法律案を第189回通常国会に提出する等必要な措置を講ずる予定。	要 フォ ロー 継続	閣議決定どおり対応が行われている。具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
15	多様な経営主体によるサービスの提供	厚生労働省は、特別養護老人ホームについて、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、あわせて、低所得者の支援を中心とした公的性を強める。		厚生労働省	措置済	平成26年6月に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」及び平成26年12月に公布された「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」により平成27年4月以降、特別養護老人ホームの新規入所者を原則として要介護3以上の者に限定することとし、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を図った。	低所得者の支援を中心とした公的性を強める取組については、入所者の負担を軽減するために制度化されている補足給付について、一定額を超える預貯金等がある方を給付の対象外とする見直し、先の法改正において盛り込まれ、この見直しの着実な施行に向け、準備を行っている(平成27年8月施行)。 加えて、今回の介護報酬改定において、平成27年8月より特別養護老人ホームの多床室の入所者について、一定の所得を有する場合には室料の負担を求めるよう見直しを行う。	解決	閣議決定どおり対応が行われている。 平成27年8月施行以降の具体的な措置の状況については、必要に応じてフォローを行う。
16	多様な経営主体によるサービスの提供	厚生労働省は、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知する。	平成26年度措置	厚生労働省	措置済	各保険者に対して、平成26年7月3日付事務連絡により、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう通知を行った。 また、平成26年7月28日開催の全国介護保険担当課長会議にて、地域の実情に即した適切なサービス量の算出していただくよう、規制改革会議の答申内容を資料として配付の上、説明を行い、各保険者への特定施設入居者生活介護の適切な見込量を定めるよう求めた。	今後、各保険者から第6期の計画値を集計し、第6期計画におけるサービス見込み量の公表を予定しているとともに、保険者等による進捗評価等に活用することを検討している。 また、介護保険事業計画は都道府県及び保険者が計画の評価を行うことが基本であると考えており、事業計画の基本指針の中に達成状況の評価を行うことを盛り込むとともに、全国介護保険担当課長会議など様々な機会を通じて都道府県及び保険者に適切な評価を求めているところ。	解決	閣議決定どおり対応が行われている。
17	福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善	厚生労働省は、業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に通知する。	平成26年度上期措置	厚生労働省	措置済	平成26年9月に「社会福祉施設に係る指定管理者制度の運用について(平成26年9月29日社援基発0929第1号)を発売し、公募要件において株式会社を理由なく排除しないよう、地方公共団体に通知した。	—	解決	閣議決定どおり対応が行われている。



「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
18	社会貢献活動の義務化	厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など)の実施を義務付ける。そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	未措置	平成27年2月に社会保障審議会福祉部会において社会福祉法人制度改革報告書が取りまとめられ、同報告書において、「日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金を社会福祉法人の責務として位置付けることが必要」とされ、「再投下可能な財産額がある社会福祉法人については、地域における公益的な取組を含む福祉サービスに計画的に再投下財産を投下することを求める仕組みの導入が必要」とされている。	社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならないものとする。純資産の額が事業の継続に必要な額を超える法人については、地域公益事業を含む社会福祉事業等の既存事業の充実又は新規事業の実施に関する計画を作成し、所轄庁の承認を受けなければならないものとする。これを内容とする社会福祉法等の一部を改正する法律案を第189回通常国会に提出する等必要な措置を講ずる予定。	要 フォ ロー 継続	閣議決定どおり対応が行われている。具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。
19	社会貢献活動の義務化	厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対し、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請する。	平成26年度措置	厚生労働省	未措置	—	社会福祉法等の一部を改正する法律案の閣議決定の内容を踏まえ要請する必要があることから、閣議決定後地域における公益的な取組の実施を要請する通知を発出する予定。	解決	平成27年4月17日に通知を発出済み。
20	社会貢献活動の義務化	厚生労働省は、社会貢献活動を行わない社会福祉法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が必要な措置を採るべき旨を命ずるほか、業務の全部若しくは一部の停止や役員の解職の勧告、さらには解散を命ずることができることを明確化する。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	未措置	平成27年2月に社会保障審議会福祉部会において社会福祉法人制度改革報告書が取りまとめられ、同報告書において、「日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金を社会福祉法人の責務として位置付けることが必要」等とされている。	社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならないものとする責務規定等を設け、指導命令等の指導監督の対象とする社会福祉法等の一部を改正する法律案を第189回通常国会に提出する等必要な措置を講ずる予定。	要 フォ ロー 継続	閣議決定どおり対応が行われている。具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項

③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善

1	医薬品・医療機器そのものが持つ価値の評価とその活用	イノベーションの適切な評価を行う観点から、例えば、患者のQOLの向上効果がどの程度あるかを客観的に評価する指標や、実質的な医療・介護費用の削減効果の指標を、イノベーションの評価に活用する仕組み等を検討し、結論を得る。	平成28年度診療報酬改定における試行的導入を視野に入れて検討・導入に合わせて結論	厚生労働省	検討中	中央社会保険医療協議会費用対効果評価専門部会において検討中。	中央社会保険医療協議会費用対効果評価専門部会において引き続き検討。	要 フォ ロー 継続	中央社会保険医療協議会費用対効果専門部会において検討中のため、引き続き検討の経過をフォローする必要がある。
2	日本発の医薬品・医療機器の評価の充実	医薬品・医療機器を日本で研究開発又は製造し、海外に先駆けて日本で承認を取得した場合に、医薬品・医療機器の価格算定において、営業利益率の引上げや加算を行う制度を創設(医薬品)又は継続(医療機器)する。	措置済み	厚生労働省	措置済	医薬品については、平成26年度診療報酬改定において先駆導入加算を新設し、海外に先駆けて承認を取得した有用性の高い新規作用機序を有する新薬の評価を行うこととした。 医療機器についても、平成24年度診療報酬改定において試行的に導入された迅速導入加算を、平成26年度診療報酬改定において引き続き暫定的・試行的に実施することとした。	—	解決	平成26年度診療報酬改定に反映済み。 次期平成28年度の改定に向けた動向について引き続き注視。
3	原価計算方式における革新性評価の充実	イノベーションの適切な評価を行う等の観点から、原価計算方式において、営業利益率の調整の上限を+100パーセントとし、革新性・画期性の評価を一層充実させる。	措置済み	厚生労働省	措置済	医薬品、医療機器については、平成26年度診療報酬改定において、原価計算方式における営業利益率の補正率の上限を+100%まで引上げた。	—	解決	閣議決定通りに実施されている。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
4	新薬創出・適応外薬解消等促進加算の継続	新薬開発には相当の期間を要するため、新薬創出・適応外薬解消等促進加算が新薬開発のインセンティブとなっているかどうかについての判断は時期尚早であることから、平成26年度診療報酬改定において、新薬創出・適応外薬解消等促進加算を継続する。	措置済み	厚生労働省	措置済	平成26年度診療報酬改定において、新薬創出・適応外薬解消等促進加算(新薬等創出加算)の試行を継続することとされた。	—	解決	平成26年度診療報酬改定に反映済み。 次期平成28年度の改定に向けた動向について引き続き注視。
5	医療材料等に対応する手技料の適切な算定	再生医療等製品を使用する手術において、手術の難易度に応じた適切な手技料を算定できるよう検討し、結論を得る。	平成28年度診療報酬改定に合わせて検討・結論	厚生労働省	検討中	再生医療等製品については、保険適用希望のあった個別の製品の特性を踏まえ、医薬品の例により対応するか、医療機器の例により対応するかを、薬事承認の結果を踏まえて判断する。 その上で、薬価算定組織又は保険医療材料専門組織で償還価格について検討し、その結果を踏まえ、中央社会保険医療協議会総会で薬価基準又は材料価格基準に収載するかを審議することとなった。手術に係る手技料については、医療機器の例により対応することで算定が可能となることとなるが、再生医療等製品に関する知見が蓄積した後に、再生医療等製品の保険上の取扱いに関し、独自の体系を作るかどうかなどについて、引き続き中央社会保険医療協議会総会で検討。	中央社会保険医療協議会総会において引き続き検討。	要フォロー継続	再生医療等製品に関する知見が蓄積した後に、再生医療等製品の保険上の取扱いに関し、独自の体系を作るかどうかなどについて検討する中で、手術の難易度に応じた適切な手技料の算定についても検討されるため、引き続きフォローする必要がある。
6	医薬品・医療機器の価格予見性の向上	新たな医薬品・医療機器の開発に当たり、既存の価格算定ルールの内容や注意事項、価格の見通し等について、治験前、薬事承認審査前、保険収載前の各段階に応じて、随時、厚生労働省に相談可能な仕組みを整備し、明確化する。	平成26年度措置	厚生労働省	未措置	厚生労働省では、今までも医薬品・医療機器の事前相談を本省で個別に実施してきたところであるが、積極的に相談に応じることを目的として、保険適用に関する相談会を本省以外でも開催することとし、そのための平成27年度予算を措置。	平成27年度中に保険適用希望書提出の窓口となる職員を全国各地(4箇所予定)に派遣し、医薬品・医療機器開発企業等を対象として保険適用に関する相談会を開催する。	要フォロー継続	平成27年度中に開催される相談会の運用について、引き続きフォローする必要がある。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
7	医薬品・医療機器の価格予見性の向上	医薬品・医療機器の価格算定における革新性・画期性の評価が、どのような場合にどの程度なされるのかについて、明確な基準を検討し、結論を得る。	(医薬品)平成26年度検討・結論 (医療機器)平成26年度検討開始、平成27年度結論	厚生労働省	検討中	医薬品については、平成26年4月に類似薬効比較方式の加算率、平成27年3月に原価計算方式の補正率の定量的算出法を検討し、中央社会保険医療協議会総会で了承を得た。 医療機器についても、平成27年3月に類似機能区分比較方式の加算率の定量的算出法及び原価計算方式における営業利益率の調整の方法論を検討し、中央社会保険医療協議会総会で了承を得た。	医療機器に関する原価計算方式における営業利益率の調整の方法については、中央社会保険医療協議会保険医療材料専門部会において引き続き検討。	要 フォ ロー 継続	医療機器に関する原価計算方式における営業利益率の調整の方法については検討中のため、引き続きフォローする必要がある。
8	「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品の普及促進	再生医療等製品への国民のアクセスを確保するため、「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品の保険適用に向けた取扱いについて、再生医療の専門家を含めた議論の場を設けて検討し、結論を得る。	薬事法等の一部を改正する法律の施行(平成26年11月下旬予定)に合わせて検討・結論	厚生労働省	措置済	中央社会保険医療協議会総会において、再生医療等製品の保険適用について、再生医療学会及び業界団体からの意見ヒアリングを行った。 その後、平成26年11月の中央社会保険医療協議会総会において、条件及び期限付承認を含む承認を受けた再生医療等製品について、保険適用の対象とすることで了承を得た。	—	解決	閣議決定通りに実施されている。
9	長期収載品の薬価の引下げ	長期収載品の薬価については、後発医薬品が上市されて一定期間を経過した段階で大幅に引き下げる仕組みを構築する。	措置済み	厚生労働省	措置済	平成26年度診療報酬改定において、一定期間を経ても後発品への適切な置き換えが図られていない場合には、特例的な薬価の引き下げを行うルールを導入した。	—	解決	閣議決定通りに実施されている。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
10	患者が医薬品選択を行う際に薬価が判断材料とならない場合への対応	高額療養費制度の適用下における後発医薬品のシェアを調査する。 その上で、医療用医薬品が保険診療でカバーされていること、及びその価格(薬価)を正しく患者に理解してもらうことを通じて、後発医薬品の普及を更に推進する。	平成26年度措置	厚生労働省	措置済	○全国健康保険協会において、高額療養費制度の適用下における後発医薬品のシェアの調査を実施。 ○調査を踏まえ、平成27年3月16日の全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議において、広域連合あてに、更なる後発医薬品の使用促進の依頼を実施。また、平成27年3月31日付けで、各保険者あてに、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請の際などに、処方されている医薬品が保険診療でカバーされていることの周知を行うことなど更なる後発医薬品の使用促進を依頼する通知を発出した。	—	解決	閣議決定通りに実施されている。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
④医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築									
1	転用の体制の構築	検査項目及びその判定方法等をあらかじめ定め、合致する製品を製造販売業者が申請することで審査の効率を高め、既に転用要望のある49検査項目について集中的な検討を行い、新たな検査項目の要望についても遅滞なく検討を行う体制を構築し運用を開始する。	平成26年措置	厚生労働省	措置済	薬事・食品衛生審議会の医療機器・体外診断薬部会において、関係業界からの意見聴取も含め6回にわたり議論を行った。 侵襲性のない検体へ対象を拡大することや製品への表示・販売時の情報提供を充実させるなどの見直しを行うとともに、転用の仕組みを新たに設け、平成26年12月25日、「体外診断用医薬品の一般用検査薬への転用について」(以下「通知」という)を発出した。 一般用検査薬への転用にあたっては、まず、検査項目について議論を行い、一般用検査薬とすることについて合意が得られた検査項目について、各企業からの申請に基づく承認審査を行うこととした。	新たに設けた転用の仕組みに基づき、一般用検査薬として取り扱う際の使用上の注意、使用方法や検出感度等について業界における検討が行われた検査項目について審議会で議論を行う。	解決	閣議決定通りに実施されている。
2	標準審査時間の提示と事前相談制度の明確化	個別製品の申請から審査終了までの標準審査時間について通知し、さらに、製造販売業者が医薬品医療機器総合機構に事前に相談できる制度を明確化する。	平成26年措置	厚生労働省	措置済	通知において、一般用検査薬に関して・標準的審査期間については、検査項目に応じた精度が求められることから、医療用の体外診断用医薬品と同様の取扱いとすること (平成26年3月31日に公表された「体外診断用医薬品審査迅速化のための協働計画」に基づき、原則、通常品目として取り扱う)。 ・機構における相談は、相談内容に応じ医療用の体外診断用医薬品と同様の相談区分で実施することを明確化した。	通知に基づき、個別製品毎に適切に相談や審査を進める。	解決	閣議決定通りに実施されている。
3	添付文書等への記載事項	各検査項目の特性を踏まえ、医療機関受診の目安となる測定結果、留意事項、検査薬によっては正しく判定されない可能性及び定期健康診断等の受診推奨等について、パッケージ及び添付文書等への分かりやすい記載を製造販売業者に求める。	平成26年検討・結論、随時措置	厚生労働省	措置済	一般用検査薬を生活者が正しく使用できるよう、検査項目毎に、使用上の注意などについて一定の基準を設け、添付文書等において検査の目的や性能などに関し説明することとした。 また、その記載に際しては、使用者が理解しやすく自ら判断できる内容とするため、平易な表現で簡潔に記載することや、使用者に正確に情報を伝えるために、適宜、図表やイラストを用いる等の工夫をすることなどを通知において示した。	通知に基づき、個別の検査項目や製品毎に検討を行う。	解決	閣議決定通りに実施されている。 また、具体的な添付文書等については、個別の検査項目の製品基準の検討や個別製品の審査過程で随時措置されるものと理解している。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
4	販売時説明	一般用検査薬の販売時に、一般用医薬品の分類に応じて薬剤師等が購入者へ情報提供し、必要に応じて検査結果のフォローアップを行い受診勧奨する仕組みを構築する。	平成26年検討・結論、随時措置	厚生労働省	措置済	使用者に対し適切な情報提供を行い、受診につなげていけるよう ・販売者に対する研修の実施 ・販売時の情報提供を充実 ・使用者に問い合わせ先を周知するなどの見直しを行った。 また、平成26年12月25日付で「一般用検査薬の販売時の情報提供の充実について」を発出し、関係者に周知した。	個別の検査項目毎に、使用者向け及び販売者向けとして使用される予定の説明文書などについて検討を行う。	解決	閣議決定通りに実施されている。また、具体的な説明文書については、個別の検査項目の製品基準の検討過程で随時措置されるものと理解している。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項

⑤一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備

1	いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認	特定保健用食品、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物について、機能性の表示を容認する新たな方策をそれぞれ検討し、結論を得る。なお、その具体的な方策については、民間が有しているノウハウを活用する観点から、その食品の機能性について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にし、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できるものとし、かつ、一定のルールの下で加工食品及び農林水産物それぞれについて、安全性の確保(生産、製造及び品質の管理、健康被害情報の収集)も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討を行う。	平成25年度検討、平成26年度結論・措置(加工食品、農林水産物とも)	消費者庁 厚生労働省 農林水産省	未措置	有識者(学識経験者、消費者の代表及び事業者の代表)で構成される「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」の報告書を平成26年7月30日に取りまとめた。それを基に食品表示基準(平成27年内閣府令第10号。平成27年3月20日公布。)に機能性表示食品として規定したところ。	食品表示基準を平成27年4月1日に施行することとしている。	要 フォ ロー 継続	閣議決定通りの実施で、食品表示基準が平成27年4月1日付で施行されている。今後、当基準に基づいて食品表示の制度が運用されているかをフォローしていく。
2	特定保健用食品制度におけるサプリメント等の形状規制の廃止の周知徹底	現行の特定保健用食品制度において、錠剤、カプセル等形状の食品(サプリメントを含む。)を認めることを改めて明確にするとともに、指導等の内容に齟齬がないよう各都道府県、各保健所設置市、各特別区の衛生主管部(局)に対して周知徹底を図る。	平成25年度措置	消費者庁	措置済	平成26年3月31日付け消食表第54号にて再周知した。	—	解決	閣議決定通りに実施されている。



「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
3	食品表示に関する指導上、無承認無許可医薬品の指導取締りの対象としない明らかに食品と認識される物の範囲の周知徹底	食品表示に関する指導において、薬事法における「無承認無許可医薬品の指導取締り」の対象としない「明らかに食品と認識される物」の範囲を運用上も明確にするため、厚生労働省は、その範囲について周知徹底する。併せて食品表示に関する規制における虚偽誇大な表示等に該当するものの指導の際に、薬事法における指導取締りととの齟齬がないよう、消費者庁は、各都道府県、各保健所設置市、各特別区の衛生主管部(局)に上記の「明らかに食品と認識される物」の範囲及び虚偽誇大な表示等に該当するものの指導の根拠等について周知徹底する。	平成25年度措置	消費者庁 厚生労働省	措置済	消費者庁は、「『明らかに食品と認識される物』の範囲及び虚偽誇大な表示等に該当するものの指導の根拠等について」(平成26年5月16日消表対第244号)を、各都道府県・保健所設置市・特別区の衛生主管部局及び各都道府県の消費者行政主管部局宛に発出した。また消費者庁は、いわゆる健康食品における景品表示法上の不当表示(優良誤認)及び健康増進法上の虚偽誇大広告に関する考え方や判断基準を明示するため、「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項」を作成し、平成25年12月24日に公表したところ、監視指導等の実情を踏まえ、当該留意事項の一部について改定し、平成27年1月13日に公表した。消費者庁では、いわゆる健康食品の表示に係る不当表示についての的確な措置を行った。 なお、厚生労働省は、「明らかに食品と認識される物」の範囲について「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」(昭和46年6月1日薬発第476号)を発出しているところ、周知徹底を行うため平成26年3月31日に同通知を再度各都道府県・保健所設置市・特別区宛てに発出済みである。	—	解決	閣議決定通りに実施されている。 なお、平成27年4月1日付で、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」の通知が各都道府県知事あてに、「無承認無許可医薬品の監視指導について」の通知が各都道府県衛生主管部(局)長あてに発出されている。
4	消費者にわかりやすい表示への見直し	特定保健用食品や栄養機能食品においても、適切な摂取を促すとともに、消費者の選択に資する分かりやすい表示について検討の上、早期に見直しを図る。併せて、表示を行う事業者等が、表示に関するルール(広告等との違いを含む。)を的確に理解でき、適切な表示(及び広告等)がなされるよう、現在、法・制度ごとにあるガイドラインやパンフレット等を、医薬品との判別も含めて、食品表示全般に係るものとして一本化する。	平成25年度検討・結論、平成26年度上期措置	消費者庁 厚生労働省	措置済	特定保健用食品については、適切な摂取を促すための表示等に関して「特定保健用食品の表示許可等について」(平成26年10月30日消食表第259号)に記載した。 栄養機能食品については、消費者にとって分かりやすい表示に係る課題整理を行い、パンフレットを作成(平成26年9月)し周知を行った。	発出した通知等を基に制度を適切に運用していくこととしている。	解決	閣議決定通りに実施されている。 左記通知の、別添1から別添4に特定保健用食品の取扱い及び指導要領等が新たに定められている。これにより、医薬品との判別も含め、食品の表示に関するルールが一本化されている。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
5	特定保健用食品の許可申請手続きの合理化、迅速化	特定保健用食品の許可申請手続きについて、有効性及び安全性の確認を前提として、審査工程の見直しを行うことで審査の合理化、迅速化を図り、申請企業の負担を軽減する。これに当たり、これまで申請されたものの許可に至らなかった件数(申請者が取り下げたケースも含む。)や、手続きの負担(費用、期間等)がその要因と考えられる事例等を把握し、改善点を明確にし、審査内容、手続きの透明化も含め、見直しに至るまでの具体的な工程表を策定・公表する。	平成25年度 上期工程表 策定・公表、 平成25年度 検討・結論、 平成26年度 措置	消費者庁 厚生労働省 内閣府 (食品安全 委員会 消費者委員 会)	措置済	特定保健用食品の表示許可申請に係るヒト試験のデザインをより明確に提示するため、特定保健用食品の審査基準の通知を見直し、「特定保健用食品の表示許可等について」(平成26年10月30日消食表第259号)を発出した。	発出した通知を基に制度を適切に運用していくこととしている。	解決	閣議決定通りに実施されている。また、食品毎に通知の通り審査が行われると理解している。
6	栄養機能食品の対象拡大	栄養表示基準や食事摂取基準との整合を図るとともに、海外の事例も参考に、栄養機能を表示できる対象成分を拡大する。	平成25年度 検討、26年 度結論・措 置	消費者庁	未措置	栄養成分の機能が表示できるものとして、新たに「n-3系脂肪酸」、「ビタミンK」及び「カリウム」を食品表示基準(平成27年内閣府令第10号平成27年3月20日公布)に規定した。	食品表示基準を平成27年4月1日に施行することとしている。	解決	閣議決定の通り、実施されている。左記の実施内容の通り、対象基準が拡大された。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項

⑥ 保険者が診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの整備

1	保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入	現行法において、審査支払機関の審査の前に点検することを希望する保険者は、希望どおりに支払基金又は国保連が審査する前に請求内容の点検を行い、疑義がある診療報酬明細書のみを支払基金又は国保連に審査依頼を行うことが選択可能である。このことを前提として、審査支払業務の効率化を図るべきとの指摘を踏まえ、必要となるシステムの改修、保険者に周知すべき手続内容、審査手数料の在り方等について検討を行い、結論を得る。	平成26年度 検討・結論、 結論を得次第 措置	厚生労働省	未措置	平成26年6月の「規制改革実施計画」の閣議決定以降、この仕組みについて、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会及び厚生労働省の三者で必要となるシステム改修、保険者に周知すべき手続内容、審査手数料の在り方等に関する検討を行い、案を作成したところである。 なお、今後は、当面、本仕組みについて、委託契約を結ぶ当事者である健康保険組合連合会と支払基金において検討することとなるが、当該案を保険者(健康保険組合)に説明したところ、複数の課題が残っているため、健保連のもとに検討グループが立ち上げられ、厚労省も交えて、主に実務的な面から更に詰めを行うこととしている。	平成27年3月4日に第1回目の検討グループが開催されたところであり、保険者(健保組合)及び支払基金において、同年秋までを目途に詰めが行われる予定である。 また、実務的な詰めがまとも次第、厚労省から診療担当者にも説明し、理解を求めていくこととする。(平成27年度中)	要 フォ ロー 継続	健康・医療WGで昨年12月及び本年3月にフォローアップを実施し、具体的な案が示されたところ。今後の具体的な措置に向けた健保連での検討について、引き続きフォローする必要がある。
---	---------------------------------	--	----------------------------------	-------	-----	--	---	---------------------	---

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項

⑦ジョブ型正社員の雇用ルールの整備

1	ジョブ型正社員の雇用ルールの整備	職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、労働条件の明示等、雇用管理上の留意点について取りまとめ、周知を図る。	平成25年度検討開始、平成26年度措置	厚生労働省	措置済	○平成26年7月30日、労働条件の明示等雇用管理上の留意事項、就業規則の規定例を整理し、政策提言をとりまとめた『多様な正社員』の普及・拡大のための有識者懇談会報告書を公表。 ○多様な正社員の好事例を収集し、雇用管理上の留意事項と併せて周知を実施。	平成27年度において、引き続き雇用管理上の留意事項及び好事例を周知するとともに、導入を検討している企業に対するコンサルティング等の支援を実施する。	解決	
2	ジョブ型正社員の雇用ルールの整備	労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定正社員との相互転換・均衡処遇について、当面、労働契約法(平成19年法律第128号)の解釈を通知し周知を図る。	平成26年中に実施	厚生労働省	措置済	平成26年7月30日付けで、労働条件の明示、均衡処遇・転換制度に関する労働契約法の解釈について都道府県労働局長あて通知を発出し、雇用管理上の留意事項等と併せて周知を実施。(平成26年7月30日基発0730第1号『多様な正社員に係る「雇用管理上の留意事項』等について))	平成27年度において、引き続き雇用管理上の留意事項等と併せて周知を図る。	解決	
3	ジョブ型正社員の雇用ルールの整備	労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定正社員との相互転換及び均衡処遇に関する政策的支援の制度的枠組みについて検討する。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	未措置	企業に対するコンサルティング等の支援策を検討し、平成27年度予算案に計上。 また、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定指針において、各企業の作成する一般事業主行動計画に勤務地、担当業務、労働時間等の限定の内容を明示すること等が望ましいことを明記した(平成26年11月28日告示、平成27年4月1日適用)	平成27年度予算案において、多様な正社員の導入を検討している企業に対するコンサルティング等の支援を講じる。	要フォロー継続	平成27年度予算における多様な正社員の導入を検討している企業に対するコンサルティング等の支援あり方について引き続き注視していく。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項

⑧有料職業紹介事業等の規制の見直し

1	有料職業紹介事業等の規制の見直し	健全な就労マッチングサービスの発展の観点から、下記の事項を含め、職業紹介、求人広告、委託募集、労働者派遣等の有料職業紹介事業等に関する制度の整理・統一を含めた必要な見直しを行う。 ①多様な求職・求人ニーズに対し業態の垣根を越えて迅速かつ柔軟にサービスを提供することを可能とする制度の在り方 ②IT化等による新しい事業モデル・サービスに対応した制度の在り方 ③その他有料職業紹介事業等をより適正かつ効率的に運営するための制度の在り方	平成26年度 検討開始	厚生労働省	検討中	○平成27年3月31日に学識経験者等からなる「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」を設置し、有料職業紹介事業等の規制の今後の在り方について、法的・制度的な観点から専門的な検討を開始したところ。	平成27年4月以降さらに議論を深めていく予定。	要 フォ ロー 継続	規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、厚生労働省に設置された検討会において検討が開始されている。 「『雇用仲介事業の規制の再構築』に関する意見」(平成27年1月28日規制改革会議)及び「規制改革に関する第3次答申」(平成27年6月16日規制改革会議)に掲げた各事項について検討が進められるよう、当会議としても、今後の議論を注視していく。
---	------------------	--	----------------	-------	-----	---	-------------------------	---------------------	---

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項

⑨労使双方が納得する雇用終了の在り方

1	労使双方が納得する雇用終了の在り方	<p>労使双方が納得する雇用終了の在り方について、紛争の未然防止及び円滑な労働移動に資する観点から、下記の事項を含め、検討を行う。</p> <p>①個別労働関係紛争解決に関する行政機能の強化について検討する。 ②諸外国の関係制度・運用の状況に関する調査研究を行うなど、労働契約関係の継続以外の方法を含め、労使双方の利益に適った紛争解決を可能とするシステムの在り方について検討を進める。</p>	<p>①平成26年度検討開始、1年を目途に結論 ②平成26年度中に調査研究を行い、その結果を踏まえ検討を進める</p>	厚生労働省	<p>①措置済 ②検討中</p>	<p>①都道府県労働局で行っているあっせんへの使用者側の参加率向上、都道府県労働委員会の個別労働紛争処理の活用促進に向けた中央労働委員会事務局による支援体制の整備等について、検討し、結論を得たところ。 ②・都道府県労働局の「あっせん」事案、裁判所の「労働審判」、「和解」事案に関する調査及び、 ・海外10か国程度の個別労働紛争解決制度や運用の実情に関する調査を終了し、取りまとめに向けた整理を行っているところ。</p>	<p>①都道府県労働局で行っているあっせんへの使用者側の参加率向上については、都道府県労働局に対し、参加率の向上を図るよう、必要な指示を行い、措置を講じている。中央労働委員会事務局による支援体制の整備については、平成27年度予算成立後から実施予定。 ②左記の調査結果のとりまとめを行い、速やかに調査結果を公表する。 また、調査結果を踏まえ、紛争解決システム等の在り方について、幅広く検討を進める予定。</p>	要 フ ォ ロ ー 継 続	<p>①については一定の取組が開始されているが、①及び②について引き続き、「『労使双方が納得する雇用終了の在り方』に関する意見」(平成27年3月25日規制改革会議)及び「規制改革に関する第3次答申」(平成27年6月16日規制改革会議)に掲げた各事項について取組・検討が進められるよう、今後の議論を注視していく。</p>
---	-------------------	--	---	-------	----------------------	---	--	---------------------------------	---

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項

⑩ダンスに係る風営法規制の見直し

1	ダンスに係る風営法規制の見直し(営業時間に関する規制等の見直し)	飲食を伴いダンスをさせる営業(風営法第2条第1項第3号に掲げる営業)について、風俗営業から除外することや現在の営業時間に関する規制を緩和することを含め、その規制の在り方について、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。	平成26年度 検討・結論、 結論を得次第措置	警察庁	措置済	有識者会議において、ダンスに係る風営法規制の見直しについて検討が行われ、「ダンスをさせる営業の規制の在り方等に関する報告書」が取りまとめられた。これを受けて、飲食を伴いダンスをさせる営業について、その規制を見直すことが妥当であるとの結論が得られたことから、上記規制の見直し等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案を国会に提出した。	—	要 フォ ロー 継続	・改正案について、照度の測定方法等を定める規則の規定内容、実際の運用状況について要フォロー
2	ダンスに係る風営法規制の見直し(飲食無し営業の規制対象除外)	飲食を伴わないダンスをさせる営業(風営法第2条第1項第4号に掲げる営業)について、風営法第2条から除外することについて、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。	平成26年度 検討・結論、 結論を得次第措置	警察庁	措置済	有識者会議において、ダンスに係る風営法規制の見直しについて検討が行われ、「ダンスをさせる営業の規制の在り方等に関する報告書」が取りまとめられた。これを受けて、飲食を伴わないダンスをさせる営業について、その規制を見直すことが妥当であるとの結論が得られたことから、上記規制の見直し等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案を国会に提出した。	—	解決	

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
3	ダンスに係る風営法規制の見直し(規定の整備)	風営法第2条第1項第1号に掲げる営業を第2条第1項第2号に掲げる営業に含めて規制することについて検討を行う。	平成26年度 検討・結論	警察庁	措置済	有識者会議において、ダンスに係る風営法規制の見直しについて検討が行われ、「ダンスをさせる営業の規制の在り方等に関する報告書」が取りまとめられた。これを受けて、同法第2条第1項第1号に掲げる営業について、同項第2号に掲げる営業に含めて規制することが妥当であるとの結論が得られたことから、上記規制の見直し等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案を国会に提出した。	—	解決	



「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項

⑪ビッグデータ・ビジネスの普及

1	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)①	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、規制改革会議・創業等ワーキング・グループ報告書(平成25年6月5日公表)に記載された、ビッグデータの利用に関する「問題意識」(3頁)も踏まえつつ、ビッグデータの利用に資する例を含む形で、「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」の改訂を行う。	平成25年度 上期措置	消費者庁	措置済	「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」に、個人情報の匿名化に関する4つの質問及び回答を追加し、消費者庁ウェブサイトにおいて公表した。	—	解決	
2	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)②	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各省庁が策定している事業等分野ごとのガイドライン(※)で活用できるよう、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを策定する。 (※)27分野40ガイドライン	平成26年上 期措置	内閣官房 消費者庁	措置済	『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難と考えられることを踏まえ、匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を新設し、その加工方法を定めるとともに、その取扱いについての規律を設けることを含めた法律案(※)を平成27年3月10日に閣議決定・国会提出した。  ※個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法改正法案の国会での審議状況、及びその後の施行に向けた制度整備について要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
3	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)③	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各事業等分野において、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容について、事業等分野ごとのガイドライン等において明確化する。	平成26年措置	警察庁	措置済	No.2に記載のとおり「合理的な匿名化措置」として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。
				金融庁	措置済	No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。
				総務省	検討中	【電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン】 平成25年11月より、「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」において、プライバシー等への適切な配慮の下で、電気通信事業者が取り扱う位置情報のビジネス利活用を促進するにあたっての課題と方策について検討し、平成26年7月に報告書「位置情報プライバシーレポート」を取りまとめた。	【電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン】 左記報告書(及びそれを踏まえた実証実験の成果)及び個人情報保護法改正に基づく個人情報保護委員会による匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備を踏まえ、当該措置の電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等への明確化について検討を行う。		要 フォ ロー 継続

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
					措置済	【上記以外のガイドライン等】 No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法については技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、基本的には、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	【上記以外のガイドライン等】 個人情報保護法改正による匿名加工情報の取扱い等の規定の整備を踏まえ、必要に応じガイドラインにおける明確化について検討を行う。	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。
				法務省	措置済	No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。
				外務省	措置済	No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
				財務省	措置済	No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。
				文部科学省	措置済	No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。
				厚生労働省	措置済	No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置状況 これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
				農林水産省	措置済 No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。
				経済産業省	措置済 No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。
				国土交通省	措置済 No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
				環境省	措置済	No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。
				防衛省	措置済	No.2に記載のとおり『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難であり、こうした状況を踏まえ実施される個人情報保護法の改正法案の提出により手当てされている。	—	要 フォ ロー 継続	個人情報保護法の改正法案が成立した際には、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るとの閣議決定の趣旨に則り円滑に施行されるよう、要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項

⑫流通・取引慣行ガイドラインの見直し

1	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等①	「規制改革に関する第2次答申」Ⅱ3(2)③アに記載されているとおり、垂直的制限行為については、競争制限効果を生じることある等、競争促進効果を生じることある等の指摘を踏まえ、『流通・取引慣行ガイドライン』について、流通分野における垂直的制限行為に関する事業者の予見可能性を高めるため、「価格が維持されるおそれ」等の垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準を明確にするとともに、次の点について明確化する。 A. 垂直的制限行為については、競争制限効果を生じることある等、競争促進効果を生じることあり得ること、及び競争促進効果の考慮についての考え方 B. メーカーが単に実際の流通価格や販売先等を調査すること(「流通調査」)は、独占禁止法に違反しないこと C. 売手が一定の基準に基づき選択した流通業者にのみ、直接又は間接的に商品やサービスを提供し、一定の基準に基づき選択された流通業者は、売手が決めた地域においては、認定されていない流通業者に対し、当該商品やサービスを提供しない義務を負う流通制度(いわゆる「選択的流通」)についての具体的な適法・違法性判断基準	平成26年度措置	公正取引委員会	措置済	流通・取引慣行ガイドラインの一部改正を行い、「価格が維持されるおそれ」等の垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準について明確化を行うとともに次の点について明確化を行った。(平成27年3月30日公表) A. 垂直的制限行為は、競争を阻害する効果を生じることある等、競争を促進する効果を生じることあること、適法・違法性を判断するに当たっては、競争促進効果があればそれも考慮すること及び競争を促進すると考えられる場合の典型例。 B. メーカーが単に「流通調査」を行うことは、流通業者の販売価格に関する制限を伴うものでない限り、通常、問題とはならないこと。 C. いわゆる「選択的流通」は、商品を取り扱う流通業者に関して設定される基準が、消費者の利益の観点からそれなりの合理的な理由に基づくものと認められ、かつ、当該商品の取扱いを希望する他の流通業者に対しても同等の基準が適用される場合には、通常、問題とはならないこと。	-	解決
2	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等②	「規制改革に関する第2次答申」Ⅱ3(2)③アb.及びc.の指摘を踏まえ、再販売価格維持行為規制における「正当な理由」について、所要の明確化を行う。	平成26年度措置	公正取引委員会	措置済	流通・取引慣行ガイドラインの一部改正を行い、再販売価格維持行為によってブランド間競争が促進され消費者の利益が図られる等、一定の条件を満たした場合には「正当な理由」があると認められる旨の明確化を行った。(平成27年3月30日公表)	-	解決

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
3	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等③	「規制改革に関する第2次答申」Ⅱ3(2)③アd.及びe.の指摘を踏まえ、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行う。	平成26年度 検討開始	公正取引委員会	措置済	いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、関連する過去の公正取引委員会の措置事例の整理・分析を行っているほか、併せて、有識者ヒアリングを実施するなどしているところ。	いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等については、流通・取引慣行ガイドラインの第2部のみならず、第1部及び第3部において独占禁止法上問題となり得るとされる行為類型にも関わるものであることから、今後、流通・取引慣行ガイドライン全体を対象として見直しの検討を進めることとしている。検討を進めるに当たっては、平成27年度中に実態調査等を行うとともに、研究会を設置して、当該研究会において実態調査等の結果を踏まえつつ検討を進め、平成28年度中に結論を得て、必要な措置を講じる予定。	要 フォ ロー 継続	本検討は、上記「流通取引慣行ガイドラインの見直し等①②」とともに、メーカーと流通業者が今まで以上に連携し、消費者にとって付加価値の高い商品が提供できる競争環境を整備するために重要な事項であり、平成27年度内の結論及びその後の速やかな措置が求められる。



「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項

⑬農業関連規制の見直し

1	選挙・選任方法の見直し	農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行えることとする。これに伴い、市町村長は、農業委員の過半は認定農業者の中から選任し、また、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとする。また、機動的な対応を可能とするため、農業委員は現行の半分程度の規模にする。さらに、女性・青年農業委員を積極的に登用する。なお、委員にはその職務の的確な遂行を前提としてふさわしい報酬を支払うよう報酬水準の引上げを検討するものとする。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措置 が必要なものは次期 通常国会に 関連法案の 提出を目指す	農林水産省	措置済	左記内容のうち法律上の措置が必要なものを盛り込んだ関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)。	—	要 フォロー 継続	・制度改正の内容について要フォロー。 ・実際の運用状況について要フォロー。
2	農業委員会の事務局の強化	農業委員会の事務局については、複数の市町村による事務局の共同設置や事務局員の人事サイクルの長期化の実施などにより業務の円滑な実施ができるよう体制を強化する。	平成26年度 検討・結論、 平成27年度 措置	農林水産省	措置済	市町村長は農業委員会が行う知識・経験を有する職員の確保や資質の向上に向けた取組に協力するよう務めなければならない旨を盛り込んだ関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)。	—	要 フォロー 継続	・実際の運用状況について要フォロー。
3	農地利用最適化推進委員の新設	農業委員会の指揮の下で、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員(仮称)の設置を法定化する。なお、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が選任することとし、その際事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。農地利用最適化推進委員は、地域の実情に応じて必要数を選任し、報酬は、市町村ごとに一定のルールの中で支給することを検討する。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措置 が必要なものは次期 通常国会に 関連法案の 提出を目指す	農林水産省	措置済	左記内容のうち法律上の措置が必要なものを盛り込んだ関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)。	—	要 フォロー 継続	・制度改正の内容について要フォロー。 ・実際の運用状況について要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成27年3月31日時点)		今後の予定 (平成27年3月31日時点)	規制改革会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革会議としての指摘事項
4	都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し	農業委員会の見直しに併せて、都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、その役割を見直し、農業委員会の連絡・調整、農業委員会の業務の効率化・質の向上に資する事業、農地利用最適化の優良事例の横展開、法人化の推進、法人経営等担い手の組織化及びその経営発展の支援、新規参入の支援等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する制度に移行する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省	措置済	左記内容を盛り込んだ関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)。	—	要 フォ ロー 継続	・制度改正の内容について要フォロー。 ・実際の運用状況について要フォロー。
5	情報公開等	農業委員会は、その業務の執行状況を農業者等の関係者に分かりやすくタイムリーに情報発信するものとする。 また、農業委員会は、農地の利用状況調査を毎年、確実に行い、農地ごとにその利用状況を公表する。 農林水産省及び都道府県農政部局は、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を行い、農業委員会に対する適切な助言、支援等を行う。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	農林水産省	措置済	農業委員会の業務の執行状況の公表については、本内容を盛り込んだ関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)しており、農地の利用状況調査は、法令上毎年必ず実施しなければならないこととされており、通知でもその旨を周知徹底しているところ。 また、農地ごとの利用状況をインターネット上で公表する農地情報公開のシステムを整備した。 さらに、農林水産省は、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開等について、検討し、結論を得たところ。	平成27年4月から、農地情報公開システムが稼働予定。 農林水産省は、各農業委員会の業務の執行状況をホームページ上で公表するとともに、都道府県農政部局にも同様の取組を行うよう要請する予定。また、農林水産省及び都道府県農政部局は、当該公表情報等に基づき、農業委員会の業務がより良いものとなるよう、適切な助言、支援等を行っていく予定。	要 改 善	・農地情報公開システムの機能を強化する必要がある。 ・農水省及び都道府県農政部局による情報公開、農業委員会への助言・指導について要フォロー。
6	遊休農地対策	農業委員会は、農地の利用関係の調整、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の業務を着実に実施するものとするほか、農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みをつくる。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	農林水産省	措置済	農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等については、平成25年の農地法一部改正により措置したばかりであり、今後、実績を調査し、その結果を踏まえて指導を行う予定。 また、平成27年3月に農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みを盛り込んだ関連法案を第189回国会(平成27年通常国会)に提出(平成27年4月3日閣議決定)。	—	要 フォ ロー 継続	・実際の運用状況について要フォロー。